

質疑・回答書

告示番号		豊中市告示第424号	件 名	樫ノ木公園再整備工事
No	質疑事項			回 答
	設計図書に桁等購入費についての明記がありませんが、遊具及び身障者対応トイレについては桁等購入費の扱いにはならないでしょうか。			複合遊具－1、複合遊具－2および身障者対応トイレの本体費については、桁等購入費として計上しております。

豊中市総務部契約検査室 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp